

池田市子育て情報発信事業 業務委託公募型プロポーザル募集要項

池田市子育て情報発信事業の業務を行う事業者を次の内容により募集する。

1. 目的

本業務は、子育て応援ウェブサイトおよびSNSを管理・運営することで、市民目線での子育てに関する情報を発信し、子育ての悩み・不安の解消につなげることを目的とする。

2. 概要

(1) 内容

別紙「池田市子育て情報発信事業 業務委託仕様書」のとおり

(2) 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日までの間（ただし、期間の延長あり。業務期間は1年単位とする。）

(3) 提案限度額

880,000円（消費税及び地方消費税相当額含む。）以内

3. 応募資格及び条件

事業者は、以下の全てに該当することを応募条件とする。

(1) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続又は再生手続開始の決定がなされている者であること。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

(4) 池田市暴力団の排除に関する条例（平成23年池田市条例第20号）で規定する暴力団又は暴力団密接関係者でないこと。また、これらの者と下請契約その他の契約を締結する者でないこと。

(5) 池田市指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(6) 専門技術者等、十分な業務遂行能力を有し、適切な執行体制を有している者。

4. 申込書類の配布

(1) 配布期間

令和8年4月27日（月）から令和8年5月15日（金）までの間
午前9時から午後5時まで（土・日・祝休日を除く。）

(2) 配布場所

池田市こども未来部 こども政策課（池田市役所4階）

池田市ホームページにおいて申込書類の様式がダウンロード可能。

5. 質問の受付及び回答

(1) 受付期間

令和8年4月27日（月）から令和8年5月8日（金）までの間

(2) 提出方法

質問書（様式1）により、電子メールで下記のメールアドレス宛に提出すること。メールの送信後、必ず電話で送付確認を行うこと。

メールアドレス：kodomocity.ikeda.osaka.jp

電話番号：072-754-7004

(3) 質問に対する回答

令和8年5月13日（水）に市ホームページにおいて回答する。

6. 申込書類の受付

(1) 提出書類

ア プロポーザル参加表明書（様式2）

イ 法人の役員名簿（様式3）

ウ 法人の登記事項証明書（原本）

登記事項証明書は交付の日から3ヶ月を経過していないもの。

エ 企画提案書（任意様式）

企画提案書は、下記の項目番号に従い、記載すべき事項内容に基づいて作成すること。企画提案書の枚数に制限は設けない。企画提案書のサイズは、日本工業規格A4横型（一部A3版資料折込使用可）とし、任意書式にて作成すること。

番号	項目	記載すべき事項
1	会社情報	会社概要、公共団体実績について、以下の点を踏まえて記述すること。 ①会社概要、経営状況 ②提案内容と同様または類似した主な業務実績
2	本業務に対する取り組み	本業務の受託に関する基本的な考え方及び具体的な取り組み方針について、以下の項目を定め主要なポイントを記述すること。 ①基本的な考え方、事業への理解
3	デザイン・ユーザビリティ	ウェブサイト等の構築・登録に対する提案を、以下の項目を定めポイントを記述する。 ①ウェブサイトの構成・構造 ②トップページのデザインや構成、各ページのデザイン ③スマートフォンへの対応について ④検索性・ユーザビリティの向上
4	コンテンツ	以下の内容について記述すること。 ①必須項目の取り組み状況 ②任意項目の取り組み状況

		③コンテンツの作成・公開方法 ④ページの管理方法 ⑤拡張性・バージョンアップなどへの考え方
5	運用・保守方法	以下の内容について記述すること。 ①運用・保守支援内容 ②システムの安定性 ③セキュリティの確保
6	実施体制	以下の内容について記述すること。 ①提供体制 ②業務スケジュール ③障害・災害発生時の対応方法
7	その他	自治体の最新動向や、効果的な情報発信のあり方など、本市に最適な独自提案を記述すること。

オ 見積書（積算内訳も提出）（任意様式）

見積書は子育て応援ウェブサイト等の構築・登録、子育て応援ウェブサイト等の管理・運営の2区分に分け、費目ごとに示すこと。金額には消費税及び地方消費税を含むこととし、業務名称を記載すること。

なお、併せて、本件に係る経費とは別に、次年度以降の運用・保守に係る経費の年間総額と内訳を示すこと。ただし、限度額は年間132万円以内（税込）とする。

カ 決算書（直前3期分）

キ 納税証明書等

- ①法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3）
- ②都道府県税の未納の税額がないことを証明する証明書
- ③法人市民税の未納の税額がないことを証明する証明書

ク 誓約書（様式4）

(2) 提出部数 5部

原本1部とし、残りの副本4部はクリップ留めにより提出することとし、複写可能なものとする。

(3) 提出方法

ア 持参：事前に電話連絡の上、持参すること

イ 郵送：提出期限日までに、池田市こども未来部 こども政策課に必着のこと

(4) 提出期間

令和8年4月27日（月）から令和8年5月15日（金）までの間

午前9時から午後5時まで（土・日・祝休日を除く。）

(5) 提出場所

池田市こども未来部 こども政策課（池田市役所4階）

〒563-8666 大阪府池田市城南1丁目1番1号

電話 072-754-7004

7. 選考及び決定等

- (1) 選考は、池田市子育て情報発信事業業務委託事業者選考委員会（以下「選考委員会」という。）において行い、その選考結果を踏まえて、本市が決定する。
- (2) 選考にあたっては、書類審査、プレゼンテーション及び委員からの質疑・確認を実施する。ただし、応募事業者が多数の場合は選考委員会による書類審査で絞り込む場合がある。
- (3) 点数の最高得点を得た応募事業者は優先交渉権者とする。ただし、最高得点を得た応募事業者の得点が、選考委員会で定める基準点に満たない場合は採択しないものとする。
- (4) 応募事業者が1事業者の場合、選考委員会において採点を行い、選考委員会で定める基準点を満たしていることを条件に選考する。
- (5) 選考結果については、書面にて通知を行う。

<審査基準>

審査項目	審査内容	配点
応募事業者の経営等に関する事項	応募事業者の経営基盤、ウェブサイトの構築・管理・運営実績など	2割程度
業務内容に関する事項	業務目的・内容の理解度、デザイン・ユーザビリティ、コンテンツ、運用・保守、実施体制など	6割程度
価格に関する事項	提案価格	2割程度
合計		100点

8. プレゼンテーション

(1) 実施予定日時・場所

日 時：令和8年5月27日（水） 時間は午後を予定

場 所：池田市役所内の会議室を予定

※集合場所・時間等の詳細は、受付期間後に応募事業者に通知する。

(2) 実施時間

1事業者につき30分以内（概ねプレゼンテーション15分以内、質疑応答15分以内）とする。

(3) その他

ア プレゼンテーションは非公開とする。

イ プレゼンテーションは、6(1)に掲げる提出書類に沿って分かりやすく簡潔に行うこととし、説明の方法は自由とする。

9. スケジュール（予定）

- | | |
|-----------------|--------------|
| (1) 募集要項の公表 | 令和8年4月27日（月） |
| (2) 質問の受付締切 | 5月 8日（金） |
| (3) 質問に対する回答公表 | 5月13日（水） |
| (4) 申込書類提出期限 | 5月15日（金） |
| (5) プレゼンテーション審査 | 5月27日（水） |

- | | |
|-------------|------|
| (6) 選考結果の通知 | 6月上旬 |
| (7) 契約締結 | 6月中旬 |

10. 参加者の失格

参加者が、次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 前記3の応募資格の要件を欠いた場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 前各号に定めるほか、企画提案にあたり著しい信義に反する行為等により、委員会が失格であると認めた場合

11. 公募によるプロポーザルの中止等

本市は、やむを得ない理由等により、公募によるプロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止又は取り消すことができる。ただし、この場合において、公募によるプロポーザルに要した費用を本市に請求することはできない。

12. 契約手続について

- (1) 契約候補者と本市との間で協議を行い、契約を締結する。
- (2) 採択された提案については、採択後に本市と詳細を協議するものとする。この際、内容、金額について変更が生じる場合がある。
- (3) 契約候補者は、この契約と同時に契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約候補者が保険会社との間に、本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結する場合は、免除とする。

13. その他留意事項

- (1) 当該委託業務の再委託は認めない。ただし、事前に市の承認を得た場合はこの限りではない。
- (2) 本プロポーザルに参加する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (3) 提出書類は、日本語を用いるものとし、通貨は日本円とする。
- (4) 書類提出後の企画提案書等の修正又は変更は一切認めない。
- (5) 提出された書類は、返却しない。
- (6) 企画提案書等は、候補者選定に伴う作業等に必要範囲において、複製を作成することができる。
- (7) 本プロポーザルに係る情報公開の請求があった場合は、池田市情報公開条例（平成16年条例第1号）の定めるところによる。

14. 問い合わせ先

池田市こども未来部 こども政策課

電話：072-754-7004

FAX：072-752-9785

メールアドレス：kodomocity.ikeda.osaka.jp